

フィリピン会計・税務
ハンドブック
2017年版

*This business guide
is specially prepared
for the benefit of
investors from
Japan*

2017



***This Guide was
specially prepared
for the benefit of
potential, as well as
existing, investors
whom we consider
major business
partners in shaping
the future of the
Philippine economy.***

© 2017 Isla Lipana & Co. All rights reserved.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 236,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

***Accounting and
Tax guide in
the Philippines***

A business guide
2017 edition

はじめに

本ハンドブックは、フィリピンで事業を行われている日系企業の皆さまが会計及び税務でお困りの際に手軽にご参照頂けるよう、フィリピンの会計及び税務の一般的なルール及び最新のトピック等を纏めています。また、フィリピン進出を検討している日本企業の皆さまに向け、フィリピン政府の外国投資に対する方針、フィリピンにおける法人設立の概要、各種優遇措置等についての基本情報も併せて記載しています。

私共Isla Lipana & Co.(イスラ・リパナ・アンド・カンパニー)は、国際的会計事務所であるPwC(プライスウォーターハウスクーパース)のフィリピンにおけるメンバーファームとして、皆さまのビジネスにとり有用な様々な情報の発信を行っています。フィリピンの主要な会計事務所のなかで最古の歴史を誇る当ファームは、1922年の設立から95年にわたり、監査、税務、アドバイザリーを中心とした分野において、グローバルな視点からプロフェッショナルなアドバイスを提供して参りました。本ハンドブックが皆さまのフィリピンビジネス成功の一助となれば幸いです。

なお、本ハンドブックは、2017年8月時点で入手可能な情報に基づいており、また、各種制度の概要を紹介することを主眼として作成しています。法を実際に適用する際の影響は、個別の事実や前提により異なってくる可能性があるため、実際に何らかの行動を起こされる際には、事前に必ずプロフェッショナルからのアドバイスを受けて頂きますようお願い申し上げます。

PwCフィリピン

日系企業部

2017年8月

Isla Lipana & Co., is the Philippine member firm of PwC network

29th Floor Philamlife Tower

8767 Paseo de Roxas

Makati City 1226

Philippines

Telephone: [+63] (2) 845 2728

目次

I. フィリピンにおける会計	1
1. 財務報告基準	1
2. IFRSの主要論点	1
3. 会計期間	4
4. 監査制度	4
5. 会計書類	4
II. フィリピンにおける税務	6
1. フィリピンにおける主な租税の種類	6
2. 税法体系	6
3. 法人税	7
4. その他の国税	22
5. 地方税	24
6. 個人所得税	25
7. フィリピンにおける税務調査手続	29
III. フィリピン進出の概要	32
1. 外国投資に対する基本方針	32
2. 進出に際しての留意点	32
3. 証券取引委員会 (SEC)	33
4. 内国歳入庁 (BIR)	37
5. PEZA (フィリピン経済区庁) 等の投資促進機関	37
6. フィリピン中央銀行 (BSP)	42
付録I - 外国投資法に基づく第10次ネガティブリスト 2017年8月現在)	44
付録II - 税制改革にかかる下院法案5636号 (パッケージ1)	47

フィリピンにおける会計

1. 財務報告基準

フィリピンでは、欧州諸国と同時期の2005年よりIFRS(国際財務報告基準)と同等のPFRS(フィリピン財務報告基準)が適用されています。適用当初はIFRSとPFRS間で幾つか会計処理の差異も存在していましたが、その後、それらの差異も徐々に解消され、2017年8月現在、IFRSとPFRSの主要な差異はほぼなくなっており、両基準は実質的に同じ会計基準と捉えて差し支えありません。

また、会社規模等により中小企業の要件（総資産3億5000万ペソ以下もしくは総負債2億5000万ペソ）を満たす場合は、PFRSの簡易版であるPFRS for SME (中小企業向けフィリピン財務報告基準)を適用することが求められて、開示内容が簡素化されることとなります。なお、中小企業にも満たないマイクロビジネスについては、税法基準等により財務諸表を作成することも容認されますが、進出日系企業に関していえば、ほぼ例外なくPFRSもしくはPFRS for SMEに準拠した財務諸表の作成が必要と考えられます。

2. IFRSの主要論点

a. 機能通貨(IAS21号)

機能通貨とは

機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経営環境の通貨」と定義されており、企業が営業活動を測定する基準となる通貨であるため、外貨建取引は機能通貨により計上され、為替レートの変動を認識する場合も機能通貨を基準として行われます。IAS第21号では、機能通貨と表示通貨という概念を用いて、機能通貨以外での取引を外貨建取引としている一方、日本基準では機能通貨についての定めは特にありません。

機能通貨の決定方法

企業がどの通貨を機能通貨とするかは、取引価格を規定する経済圏の通貨（取引上の表示通貨及び決済通貨であることが多い）を基準にして、どの通貨が企業の業績を最も忠実に反映するかという点から決定します。具体的には、販売価格に主に影響を与える通貨や、商品やサービスを提供する際に発生する原価に主に影響を与える通貨などを主に考慮し、機能通貨を決定することになります。

機能通貨の申請及び変更手続き

法人の財務報告全般を管轄する証券取引委員会(SEC)はペソでの財務報告を基本としており、ペソ以外の外貨(USD、日本円等)を機能通貨とする場合、期末日から30日以内(会社立上げ時などの初回は45日以内)にSECへ変更申請を行う必要があります。機能通貨を外貨から別の外貨へ変更することも可能ですが、その場合も同様の申請手続きが求められます。

b. 有形固定資産

日本では有形固定資産の計上基準や耐用年数について税法上に詳細な規定があり、また、会計上も税法基準を用いることが容認されています。一方で、フィリピンにおいては日本の税法のような詳細な数値基準はなく、PFRS(IFRS)において計上基準や耐用年数は経営者の見積事項とされています。

PFRS(IFRS) 上、資産計上の数値基準は設けられていない

従って、有形固定資産の認識要件を満たすものは、原則的には金額の多寡に関わらず全て資産計上する必要があります。なお、有形固定資産を資産として認識する際の2要件は以下の通りです(資産認識の2要件-PAS16.7)。

1. 当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い。
2. 当該項目の取得原価を信頼性を持って測定できる。

一方で、上記要件を満たす場合に全て資産計上するのは現実的でないため、実務上は各社の実態に合わせて資産計上額を定め、また、その際には日本の親会社の方針に準じて決めているケースも多く見られます (e.g. 税法上の少額減価償却資産のルール)。

耐用年数について

- ・ PFRS(IFRS)上、資産の耐用年数は企業によって利用可能であると期待される期間として決定することを求められ、企業は取得価額から残存価額を差し引いた額である償却可能価額を、耐用年数にわたって規則的な方法で償却します。
- ・ 耐用年数の決定に際しては様々な要素を考慮する必要がありますが、過去の実績(同種資産の使用期間実績)も重要な考慮事項の一つと考えられます。

c. 新リース会計基準(PFRS 16)-2019年1月1日以後開始事業年度から適用

新リース基準の概要

現行リース基準(IAS 17)では、借手はリース取引をファイナンスリースとオペレーティングリースに区分し、オペレーティングリースに該当する場合、損益計算書でリース料を費用として認識する一方、貸借対照表上においてリースに係る資産及び負債を認識することはありませんでした。この点、2019年1月1日以降に適用となる新基準においては、オペレーティングリースについても、将来のリース料総額を反映するリース負債及びリースに係る「使用権資産」を貸借対照表上で認識することが求められています。

適用時期

2019年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。つまり12月決算の企業の場合は2019年12月期、3月決算の企業の場合は2020年3月期より適用となります。

今後企業に求められる対応

企業はすべてのリース契約を識別し、使用権資産及びリース負債の測定値の算定に必要な情報を入手し、リースに係る新たな開示を作成するプロセスの導入も必要となります。

3. 会計期間

会計期間について、フィリピンでは暦年ベース(12月決算)が採用されているケースが多いですが、会計期間が12ヶ月となるその他の決算期(例:3月決算)を採用することも認められています。会社の決算日は付属定款で定められており、変更する場合には付属定款を変更するとともに、SECへの報告、内国歳入庁(BIR)への報告など、所定の手続きを要します。また、例えば、日本の親会社の決算期と統一するために会計期間を変更することも認められますが、一方で税法の規定により一課税期間は12ヶ月を超える事が出来ない為、決算期変更の場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書を作成し、税務申告を行う必要があります(税法上、15ヶ月決算は認められていません)。

4. 監査制度

SECの要求により、資本金が5万ペソ(約10.7万円)以上と比較的小規模な会社についても、独立会計士による法定監査が必要となっています。また、これとは別に税法の規定により、四半期の売上が15万ペソ(約32.1万円)を超える会社は確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められるため、進出日系企業はほぼ全て法定監査の対象になるものと考えられます。

5. 会計書類

a. 会計書類の提出

監査済み財務諸表は、法人税年次申告書とともに、BIRには決算日から4ヶ月目の15日まで(つまり105日以内)に、SECには120日以内(ただし、12月決算の会社については別途SECのガイドラインにより、SECへの登録番号もしくはSECライセンス番号の末尾ごとに提出スケジュールが定められている)に提出することが義務付けられています。なお、四半期や中間決算の報告義務はありません。

b. 保管期間

税法上で要求されている会計帳簿及びその証憑類の保管期間は3年間になります。これはBIRによる税務調査が過去3年遡って実施される事が背景にあります。その一方で粉飾や不正が発見された場合、10年間に遡って税務調査の対象になることが同じく税法上に定められており、この規定を根拠にBIRは2013年9月に会計書類の保管期間にかかる新ルール(RR No. 17-2013)を公表しました。これにより、保管期間は従来の3年から10年に延長されています。具体的には税務申告の期

限日から10年間もしくは提出が遅れた場合は提出日から10年間となります。

更に上記ルールを補足する形で2014年の7月に追加の歳入規則 (RR No. 5-2014) が出され、最初の5年間については会計書類等の紙ベースでの保管、その後の5年については電子データ(DVD等)での保管も認められると規定されました。また同規則には、当該会計データを保存するシステムの管理・統制についての要求なども記載されています。

フィリピンにおける税務

1. フィリピンにおける主な租税の種類

租税の種類	国税	地方税
所得及び利得に関する税	法人所得税 個人所得税 キャピタルゲイン税	
取引に関する税	相続・贈与税 付加価値税 パーセンテージ税 物品税 印紙税	地方事業税 不動産取引税
資産に関する税		固定資産税

2. 税法体系

フィリピンの国税は内国歳入法 (National Internal Revenue Code) を基準法としています。これを補足、修正するものとして財務大臣が承認する歳入規則 (RR: Revenue Regulation) を始め、RMO (Revenue Memorandum Order) やRMC (Revenue Memorandum Circular) 等の税務通達がBIRから随時公表されています。また、個別の納税者からの特定の事例に関する質問に答える形でBIR Rulingという見解書が発行され、公式に運用されている点もその特徴です。

3. 法人税

a. 税法上の法人分類と課税対象

納税義務者の種類		課税対象所得
内国法人	フィリピンの法に基づき設立された法人のこと 日本の会社のフィリピン現地法人も該当する	<全世界所得> 課税年度中に取得した国内および国外源泉の全課税所得
居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営んでいる法人のこと 日本など外国法人のフィリピン支店が該当	<フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得
非居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営まない（恒久的施設を有さない）法人のこと	<フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得のうち利息、配当、賃貸料、ロイヤリティなどのみ

b. 課税年度

原則として暦年基準（12月決算）が採用されていますが、会社が規定した12ヶ月間からなる事業年度を課税年度とすることが認められています。但し、一課税期間は12ヶ月を超えることができません（15ヶ月決算は認められません）。従って、決算期を変更する場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書の作成と税務申告手続を行う必要があります。

c. 法人税率

課税所得に対して一律30%。

課税所得は、総所得から必要経費を差し引いた金額をいいます。総所得とは主に事業所得（売上高から売上返品、値引、割戻し及び売上原価を差し引いた金額）や事業用資産の売却益、利息などが含まれ、源泉分離課税課税所得（預金利息、受取配当金など）や別途申告を行う株式や投資不動産のキャピタルゲインは除外されます。

d. 損金に関する定め

課税期間中に生じた費用で、事業との直接的な関連性があり、且つ根拠証憑を適切に具備しているものは、税務上の費用（損金）に算入することが認められています。源泉徴収が義務付けられている支払項目については、源泉徴収およびその納税が適切になされていることが損金算入の条件となるので特に注意が必要です。

- ・ 貿易、事業及び専門職能の開発、管理、オペレーション並びに実施の過程で支出され又は発生し、またはそれらに直接関連するもの
- ・ 実際に提供された個人の役務に対する給与、賃金その他の形態による報酬額（諸手当の金銭相当額総額を含む）
- ・ 営業その他の目的のために居住地を離れている間の国内・海外旅費
- ・ 事業に使用されている固定資産の賃借料その他類似の費用
- ・ 事業開発等に直接要する交際費で、財務省長官の規定する上限額を超えないもの
 - 法律及び公序良俗に反する費用は除く
 - 政府職員又は私企業に対する賄賂、リベートその他は損金算入不可
- ・ また、納税者には税法の求めにより実証義務が課せられており、領収書 (Official Receipt) その他の適切な記録をもって、下記の事項を証明しなければならないとされています。
 - 事業等との直接の関連性
 - 費用額の記載

e. 最低法人税制度 (Minimum Corporate Income Tax)

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額 (30%) がMCIT (最低法人税額) を下回る場合に課せられる税金のことです。赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

- ・ MCITは、総所得 (Gross Income) を課税標準として 2% の税率を乗じることにより計算されます。「総所得 (Gross Income)」とは、総収入 (≒売上) から売上返品、値引、割戻及び売上原価を差し引いた金額 です。
- ・ 通常の法人税額 (30%) とMCIT (総所得の2%) を比較していずれか高い金額を納付します。

- ・ 当該年度の通常の法人税額を上回る部分のMCITの税額は翌年度より3年間繰延べることができ、その間における通常の法人税額から控除することが認められます。なお、MCITそのものとの相殺は認められません。
- ・ 最低法人税は、四半期ベースでの申告及び納付が義務付けられています（通常の法人所得税と同様）。通常法人税と最低法人税の比較は毎課税期間の最後に行われます。

f. 繰越欠損金制度 (Net Operating Loss Carry Over)

- ・ 税務上の欠損金 (Net Operating Loss Carry Over 通称 “NOLCO”) は、発生の翌事業年度以降3年間の繰越し、及び当該繰越期間中における課税所得との相殺が認められています。
- ・ 但し、会社所有者(株主)の大きな変動がない場合に限り相殺が認められています。すなわち、発行済株式の額面金額又は払込み資本金額の75%以上が同一の者又はその代理人により保有されていることが前提となります。
- ・ 法人税を免除されている会社、及び特別法により優遇税制を享受している会社(5%総所得課税期間) で発生した欠損金は控除することができません。
- ・ なお、他国で見られる様な欠損金の繰戻しは認められていません。

g. 不当留保金課税制度 (Improperly Accumulated Earnings Tax)

不当留保金課税制度 (IAET) は、利益を配当する代りに留保することにより、株主に関する所得税回避目的で設立され又は利用される法人に適用されます。

- ・ 原則として、毎課税期間、企業内に不当に留保された課税所得に対して10%の税金が課せられる制度です。内国法人が当該法人への株主（個人）への課税を回避するために不当に多くの利益を留保することを防止するためのものとなります。これは、特に所有と経営が一致しているような同族会社において、大株主である社長（個人）に配当を行う場合、個人所得税が課せられることになり、法人内に利益を留保するインセンティブが生じるため、これに対処するための制度と言えます。
- ・ 利益の不当留保の明白な証拠：剰余金累計額が払込済資本を超えている場合、事業上の合理的な理由がない限り、利益の不当留保の明白な証拠となります。

- ・ 不当留保金課税の対象から除かれるケース
 - ・ 公的に所有された企業
 - ・ 銀行及びその他金融機関
 - ・ 保険会社
 - ・ 経済特区に登録された企業等(PEZA企業等)
- ・ 制度の趣旨が、同族会社の租税回避行為を防止することにあるため、日本の上場会社のフィリピン子会社が不当留保金課税の対象となるケースは実務的にはあまりないと考えられます。
- ・ なお、フィリピンでは過小資本に対して課税する税法ルールは現時点ではありません。

(フィリピン会社法第43条に基づく超過剰余金保持の禁止規定 - 参考情報)

不当留保金課税制度(IAET)とは別の制度として、フィリピン会社法上、「株式会社は資本金を超える剰余金を保持することが禁止される」(会社法第43条後段)という規定が存在します。IAETと異なり、この規定はPEZA企業であっても免除はされず、また日本の親会社の100%子会社であっても適用されます。よって、SECの要求により、超過剰余金が存在する会社は、財務諸表の注記において超過剰余金の使途(配当、拡張投資等)を開示しなければならず、これに従わない場合、罰金等のペナルティの対象となります。

h. 法人所得税の申告と納税期限

法人所得税の申告は日本と同様に「自己申告制度」であり、年次の確定申告の他、四半期毎の申告・納税が求められています。一般的に法人所得税の発生しない駐在員事務所であっても申告は必要になるので注意が必要です。また、BIRはeFPS(Electronics Filing and Payment System)と呼ばれる電子申告・納税制度を導入しており、一定基準以上の大企業は電子申告が義務付けられています。

2014年1月に出された歳入規則(RR No.2-2014)により申告書式が一新されました。2013年度より適用されており、法人用については下記3種類の書式が存在します。

- 1) 1702-RT 通常の30%法人所得税率適用の法人・パートナーシップ・その他の非個人
- 2) 1702-EX 税法や特別法で法人税が免除されている法人・パートナーシップ・その他の非個人
- 3) 1702-MX 複数の法人税率対象またはPEZAやBOIの様な特別税率が適用されている法人・パートナーシップ、その他の非個人

i. 拡大源泉税(Expanded Withholding Tax)

源泉徴収制度は、BIRの徴税実効性確保の観点から対象項目が幅広く設定されており、また、拡大源泉税の税率は項目により細かく分かれています。また、対象項目の税率を誤ってしまうと関連する費用項目の否認(RR No.12-2013)にも繋がるため、当初から正しい税率で源泉を行うことが極めて重要です。

所得の支払の種類	源泉税率
賃借料 (年間PHP10,000を超える不動産、個人資産の賃借料や広告塔の賃借料)	5%
専門家報酬 (弁護士等の専門家、社外取締役、経営者コンサルタントへの支払い)	専門家の総収入が P720,000以上の場合には15%、それ以下の場合には10% 但し、10%の場合、「受け取り」印のある公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
建設料(一般的な建物の建築業者、特殊建築業者、他の建築業者への支払い)	2%
ブローカー料やコミッション(総コミッション、サービス料、保険、株、不動産、移民手続き、商業ブローカー)	10%
納税トップ2万社または高額納税者(Large Tax Payer)から国内業者へ物品やサービスの対価の支払い	物品購入の場合には1%、サービス対価の支払いは2%

拡大源泉税の申告と納税の期限

源泉税申告書	申告・納税期限
拡大源泉税申告書 (BIR Form 1601E) 1月から11月	月末締め翌月10日 (ただし電子申告納税システムを採用している場合は別期限あり)
12月	翌年1月15日 電子申告者: 最大5日間延長できるがその会社の業種によっていつまで延長できるか規定されている

j. 最終源泉税 (Final Withholding Tax)

フィリピン法人が非居住外国法人へ配当等の所得の支払いをする場合、フィリピン法人が最終源泉税の源泉徴収義務者となります。また、税法上、最終源泉税の源泉徴収は「実際の支払日」、「支払期日到来日」、「負債(費用)を未払計上した日」のいずれか早いタイミングで行う必要があります。

非居住外国法人に対する所得の支払い

非居住外国法人に対する一般的な所得支払の種類と日比租税条約適用後の軽減税率は以下の通りです。

所得の支払の種類	税法上の源泉税率	日比租税条約に基づく軽減税率
事業所得(支援サービスなど) *PEを有さない	30%	免税
外国ローンにおける 利子	20%	10%
配当金	30%	10%(or 15%)
ロイヤルティ	30%	10%(or 15%)
機械設備の使用料	7.5%	-
キャピタルゲイン	5~10%	免税
支店から本店への利益送金	15%	10%

配当、利子、ロイヤルティの3項目に係る租税条約適用申請ルールの簡素化について (Revenue Memorandum Order No. 8-2017)

フィリピンにおける租税条約の適用申請(TTRA-Tax Treaty Relief Application)は、これまで非常に煩雑でした。特に2010年に出されたRMO No.72-2010(租税条約適用申請ガイドライン)において、事前申請や必要書類に関する厳格なルールが運用されるようになって以降、申請企業にとってTTRAが大きな負担となっていました。加えて、BIRの国際租税課(ITAD)に租税条約適用の申請を行った後もBIR内部での審査プロセスが遅々として進まず、BIRルーリング(個別裁定)の発行まで数年間かかるケースもあるなど税務当局における運用面でも多くの問題が生じていました。

BIRは、TTRAに関する各方面からの継続的な改善要望も踏まえ、2017年3月、従来のTTRA手続を改正するRMO No.8-2017 を公表しました。これにより、配当、利子、ロイヤルティの3所得項目に関してのみですが、従来のTTRA手続が大幅に簡素化されることになり

ます。RMO No.8-2017は2017年6月26日から有効となっています。また、この通達の適用日(2017年6月26日)より前に上記3項目のTTRAをBIRに行った場合、租税条約に基づく軽減税率の使用ができますが、事後のコンプライアンスチェックの対象となります。なお、新通達でカバーされない事業所得やキャピタルゲイン等については、引き続きRMC No.72-2010に基づくTTRAが必要と考えられます。以下表では、新ルールと従来ルールの手続きを比較しています。

(租税条約の適用に関して新ルールと従来ルールとの主な違い)

項目	RMO No.8-2017 (新ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)	備考
租税条約の適用を受けるにあたっての必要書類	CORTTフォームのPART I及びPART II。 なお、非居住者等は、CORTTのPART Iに代えて非居住者等の居住地国における税務当局所定の居住者証明を使用することも認められるが、その場合でも、CORTTのPART IのA、B及びC欄を記入して提出する必要がある。また、BIRのコメントではCORTT、或いは税務当局所定の居住者証明についてフィリピン大使館等での認証手続きは必要ないとのこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得受領者(非居住者等)の定款 ・ 所得受領者の居住地国の税務当局による居住者証明 ・ 特別委任状 (Special Power of Attorney) ・ 所得受領者の事業拠点がフィリピンでないことの証明書 ・ 租税条約適用申請に関連する所得について、未解決の税務案件がないことの証明書、 ・ 等々、数多くの書類が要求され、更にITADが追加で求めてくる書類を提出する必要もあった。 	左記の通り、新ルールでは、租税条約の恩典を受けるための必要書類が大幅に減っている。また、従来のRMO No.72-2010では、フィリピン国外で作成される書類(定款等)について、当該国のフィリピン大使館等での認証が求められていたため、手続きが非常に煩雑であった。

項目	RMO No.8-2017 (新ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)	備考
必要書類の提出先	BIR本庁のITAD及びRDO No.39	BIR本庁のITAD	RDO No.39はケンソン市にある非居住者等の情報を管轄する税務署
必要書類の提出頻度	<p>配当に関して、CORTTの有効期間は発効日から2年間とされている。但し、仮にその有効期間の間に別の配当を行う場合、所得支払者はアップデートしたCORTTのPART IIを源泉税支払時から30日以内にITADとRDO No.39に提出する必要がある。</p> <p>また、利子及びロイヤルティについてはCORTTは契約書ごと有効とされている。一方、「Staggered Payment (契約期間内における利払い額等が均等でない支払)」が行われる場合、配当と同様にアップデートしたCORTTのPART IIの提出が利払等の都度、求められると考えられる。</p>	<p>配当を行う都度。また、利子、ロイヤルティに関しては契約内容にもよるが、基本的には一契約につき一度の提出で足りると考えられる。</p>	<p>従来は、配当を行う都度、定款や居住者証明の認証を経てフィリピン国外から取り寄せる必要があったため、非常に煩雑であった。新ルールにおいても、CORTT或いはCORTTのPART IIの提出は求められるものの、従来ルールと比較すると、かなりの簡素化が図られているといえる。</p>

項目	RMO No.8-2017 (新ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)	備考
軽減税率適用のタイミング	<p>所得受領者である非居住者等(例：日本の親会社)は、関連する所得が支払われる前(或いは所得支払者が未払計上を行う前)に、所得支払者に対し記入の完了したCORTTを提出する必要がある。このCORTTの提出をもって、所得支払者は配当、利子、ロイヤルティに係る租税条約に基づく軽減税率を使用して源泉を行うことができる。</p>	<p>従来ルールでは、取引前(最初の課税事象の発生前)までに必ずITADにTTRA申請する必要があるとされており、事前申請後は軽減税率の使用が認められていた。</p> <p>一方で事前申請を怠った場合、租税条約の恩典を受けることができないという厳しいルールとなっていた。</p>	
BIRルーリングについて	<p>今回の通達で対象となっている配当、利子、ロイヤルティに関して、今後BIRルーリングが発行されることはない。</p>	<p>配当、利子、ロイヤルティのTTRAに関して、従来BIRルーリングが発行されていたが、膨大な申請件数とBIR内部のマンプワーの問題もあり、申請からルーリング発行まで数年間かかるケースも珍しくなかった。</p>	<p>現時点(2017年8月)で既にBIRに申請中のTTRAについても軽減税率の使用が認められるが、これらについてBIRルーリングが発行されるか否か、通達上には明記されていない。</p>

最終源泉税申告と納税期限

最終源泉税申告書	申告・納税期限
最終源泉税申告書 (BIR Form 1601F)	
1月から11月	月末締め翌月10日(ただし電子申告納税システムを採用している場合は別期限あり)
12月	翌年1月15日 電子申告者: 最大5日間延長できるがその会社の業種によっていつまで延長できるか規定されている

k. 付加給付税 (Fringe Benefit Tax)

付加給付税は、1997年に施行された税制改革法により、これまで現物給与として個人所得税の源泉徴収の一環として課税されていた付加給付を、雇用者の諸手当支出に対する加算税として徴収する目的のため、法人所得税の一部として導入されたものです。

付加給付の範囲

対象となるのは、平社員(労働法等に規定されているマネージャー又はスーパーバイザーの職位を持たない従業員)以外に与えられる付加給付で、この「付加給付」とは雇用者から平社員を除く従業員に提供される物品・役務等や、金銭等価物の授与等の手当を言い、例えば、住宅・車両・雇用者が被雇用者にかわり負担するカントリークラブ等の会費・国外渡航費・従業員及びその扶養家族の教育補助費等が含まれます。

但し、年額PHP82,000までの賞与や、支給されている手当が業務の遂行上必要であると判断された場合(例:事務所から50m以内の住居、会議出席の為に海外渡航費等)は付加給付税の対象には含まれません。

なお、住宅・車両のリース契約書が個人名義で締結されておらず、会社名義の場合には、貨幣価値額の50%のみが付加給付税の対象と

なりますので、新規契約もしくは更新の際にはこの点を念頭に置かれると良いでしょう。

課税対象となる付加給付

- ・ 住宅
- ・ 車両
- ・ 費用負担
- ・ カントリークラブなどの会員費
- ・ 海外渡航費
- ・ 休暇手当
- ・ メイド・運転手費用
- ・ 教育補助費
- ・ 社内ローン（市場レートとの差額）
- ・ 生命保険、健康保険料などの保険料で、法定限度額を超える部分

課税対象とならない付加給付

- ・ 業務の性格上もしくは遂行上必要なもの、雇用者が利便を得るためのもの
- ・ 特別法により非課税となっているもの
- ・ 退職積立金、団体保険などの雇用者負担分
- ・ 平社員に支給されるもの
- ・ 少額手当

税額算出方法と税率

雇用者から従業員(平社員を除く)に付与する付加給付の金銭等価額をグロスアップ(割戻し)したものに対する最終源泉徴収税。

付加給付の貨幣価値額を税引後の純額と見做し、税引後のレート(68%)で割り戻して総額を算出し、これに税率を乗じて算出します。通常の税率は32%、フィリピンで事業に従事していない非居住外国人の場合は25%、リージョナル本部(RHQ)、リージョナルオペレー

ディング本部(ROHQ)、オフショア銀行、外国石油関連請負事業者の場合には15%となります。

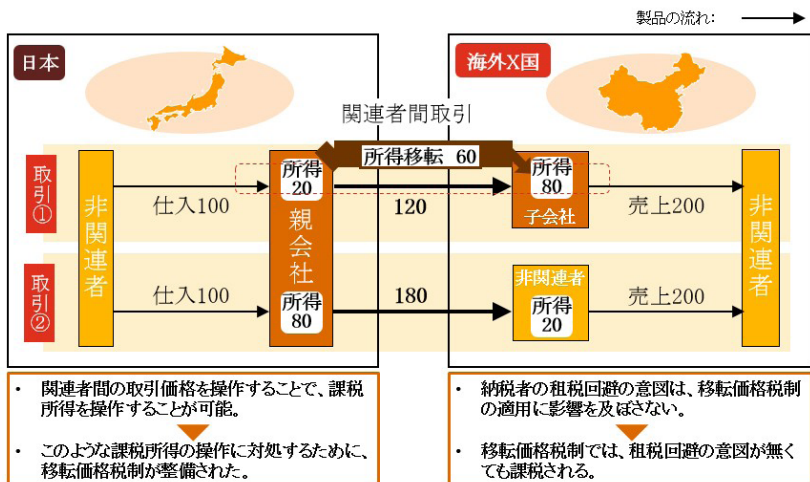
付加給付税の申告及び納税期限

付加給付税の申告書	申告・納税期限
四半期毎 申告書 (BIR Form 1603)	<ul style="list-style-type: none"> マニユアル申告の場合 毎四半期終了日の翌月10日 電子申告の場合 毎四半期終了日の翌月15日
期末	翌年1月31日

申告書 (BIR Form1604CF)

1. 移転価格税制 (Transfer Pricing)

移転価格税制とは、関連企業との間の取引を通じた所得の移転を防止するための税制です。企業が同じグループの関連企業との棚卸資産売買、役務提供などの取引の価格（「移転価格」）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となります。そのため、移転価格税制は、関連企業との取引価格（「移転価格」）を資本・支配関係のない独立の第三者と取引した価格（「独立企業間価格」）で計算し直すことで適正な国際課税の実現を目的とするものです。移転価格税制に適正に対応しない場合、フィリピン、フィリピン国外のいずれか、あるいは両国において課税されるリスクがあります。フィリピンにおいても2013年1月に移転価格ガイドライン(RR No.2-2013/以下、ガイドライン)が公表され、2013年2月より適用となっています。



i. 適用対象取引

移転価格税制の適用対象となる取引は、以下の条件を満たすものです。

1. 法人間取引

(適用対象外)

法人と個人の取引、個人間取引

本支店間の内部取引

2. 関連当事者取引

ただし、第三者間取引であっても、商社仲介取引のような取引は、適用対象取引に含まれる可能性があります。また、ガイドライン上、フィリピンの場合には国外関連者との取引だけでなく、国内関連者との取引も移転価格税制の対象となると規定されています。

3. 資本取引以外のすべての取引

(例)棚卸資産取引、ロイヤルティ取引、役務提供取引、固定資産(有形・無形)の売買(賃貸借)取引、融資に伴う利息、保証料の受払取引、リース取引

ii. 移転価格調査

移転価格調査の特徴

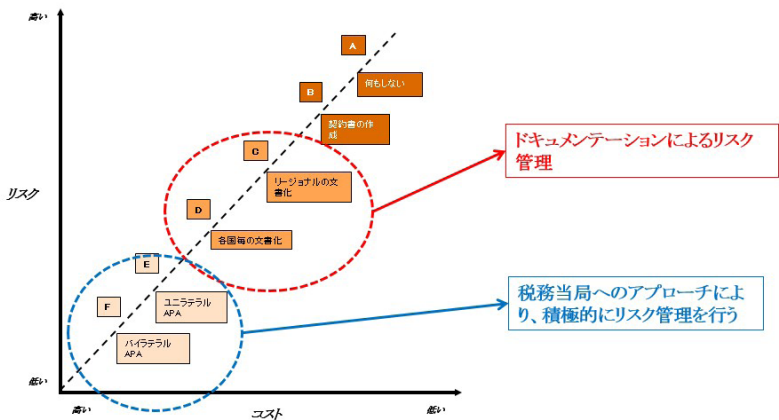
移転価格調査は海外子会社との取引全てが調査対象となるなど調査対象範囲が広く、一単位当たりの調整額が僅少でも、総額としては極めて多額となる可能性があります。また、分析作業(移転価格が妥当か否かの検証)に多くの時間・労力を要し、課税に要する資料が国外にある等の理由により、調査が長期化(調査着手から課税処理まで2~3年要することもある)することもあります。

なお、フィリピンにおいて移転価格課税が行われた場合、自動的に関連会社側の課税所得が減額されることはなく、二重課税(グループ内の同一の課税所得に日本及び海外で課税)が発生します。この場合、相互協議(平均約2~3年)を経て解決することになりますが、租税条約が不在の場合には、実質的に解決は困難であると考えられます。

一般的な移転価格課税リスクへの対応策

1. 移転価格リスク診断(移転価格更正リスクの所在の把握及び対応策の検討)
2. 移転価格ポリシー(グループ内取引ルール)の確立
3. 各国文書化義務への対応(移転価格分析レポートの作成・保存)
4. 事前確認(APA)制度の利用

一般的な移転価格課税リスクへの対応策



iii. 文書化 (Documentation)

移転価格税制における文書化とは、関連者間取引の詳細(特に利益率等)を押さえ、比較対象取引等との比較分析を行い、それを書面として残しておくことを指します。フィリピンにおいても2013年に公表されたガイドラインにおいて文書化義務が規定されることになりました。

主な文書化内容としては、業務内容の詳細分析(会社概要と経営戦略、業界分析、機能分析、財務分析)、関連企業間取引の詳細、比較分析、価格算定方法の選択と適用(採用した移転価格算定方法以外を不採用とした理由)が挙げられます。文書化の効果としては、移転価格調査に対する抑止力となること、移転価格調査より前の段階でリスクエリアを特定し税務調査前に対応策を検討できることなどが挙げられ、移転価格課税において有益であるといえます。なお、文書化に際しては、片方の税務当局のみならず、取引相手国の税務当局も意識した上で作成することに留意する必要が

あります。また、フィリピンの実務において、税務調査時のみでなく、租税条約の申請(例：利子、ロイヤルティ)に際して、必要書類の一つとしてBIRの国際租税課(ITAD)から移転価格文書の提出が求められているケースが見られます。

iv. 事前確認 (APA) 制度とフィリピンにおける現状

APAとは、将来年度における国外関連者との取引価格の算定方法について、税務当局から事前に合意を得る制度です。事前確認を取得した場合、合意された移転価格算定方法に基づく納税を行う限り、移転価格課税が行われることはありません。

APA取得のメリット及びデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来における移転価格調査の回避 (移転価格更正リスクの回避) ■ 国際的二重課税リスクの排除 ■ ペナルティの回避 ■ 延滞税の回避の可能性 ■ 過年度への遡及適用の可能性 ■ 米国においては関税リスクの回避(移転価格を併せて協議することが可能) ■ 独立企業間価格算定方法の多様性 (企業と税務当局の両者の意見を反映した合意内容を模索) ■ 算出される独立企業間価格に関してレンジの適用が可能 ■ 税務当局との議論及び対立の回避が可能 (たとえ、APAが合意に至らない場合においても、当局とのパイプライン構築に重要な役割として機能) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">> 長期間にわたる安定性の確保</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">> 税務コストの確実な管理</p> </div>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得手続が煩雑であり、通常、申請から合意に至るまで約1~3年を要する ■ 取得に至るまでのコスト(専門家に対するプロフェッショナル・フィーを含む)がかさむ。しかしながら、長期的なコストの削減にはつながる ■ 当局間で合意に至らないケースもあり得る (租税条約上は努力規定であり、「MUST」ではない。但し、実務的に合意に至らないケースは極めて稀)

ガイドラインの中で、APAについては別途APAガイドラインが発行されることが規定されており、その後も2015年、2016年のBIRの年次優先プログラム等で、APAガイドラインを含めた以下の3つの通達の最終化がBIRの優先項目であると述べられていました。ところが、2017年8月時点でどの通達も最終化されておらず、また最終化の時期も不明確です。

1. 事前確認制度(APA)に係る歳入規則
2. 移転価格文書にかかる税務通達 (RMO)
3. 移転価格リスク評価に係る税務通達 (RMO)

4. その他の国税

a. 付加価値税 (VAT)

一定の例外を除き、物品の輸入、フィリピン国内での物品、資産、サービスの販売、交換、リースには12%の付加価値税(VAT)が課せられます。物品及び資産とは不動産、特許や商標などの権利、動産など、すべての有形、無形のことを指します。サービスとはフィリピン国内で対価をもって提供されるすべてのサービスを含みます。非居住外国人からのサービスについてもPEの有無に関わらず対象となりますので注意が必要です。

また、輸出は通常0%VAT(ゼロレート)です。また、日本の消費税と同じく、仕入等から生じるインプットVATと売上等から生じるアウトプットVATの相殺は認められます。

なお、輸出は通常0%VATであることから、PEZA登録以外の在比日系企業で、主要な販売先がPEZA企業である場合、仕入れにかかるインプットVATが発生する一方、これと相殺できるアウトプットVATがないため、多額のインプットVATが累積するケースが見られます。これについて、内国歳入法においてVATが発生した四半期末の2年以内にBIRに申請をする事でTCC(Tax Credit Certificate)と呼ばれる法人税などの国税から控除出来る権利証書による還付もしくは現金での還付を受けられる事が定められています。しかしながら、手続の煩雑さやBIRの対応の遅さ等により実態として還付を中々受けられないことが深刻な問題となっています。

VAT申告と納税期限

VAT申告書	申告・納税期限
VAT申告書	1ヶ月のアウトプットVATの累計額が、インプットVATの累計額を上回る場合、納税者は各月末から20日以内にその差額を申告・納付する義務がある
月次申告書 (BIR Form 2550M)	
四半期申告書 (BIR Form 2550Q)	また、四半期ごとにVATの四半期申告書を提出することが求められる

主なVAT非課税サービス

- 1) 年間売上が1,500,000ペソ未満の者が提供するサービス
- 2) 電気、水などの公共サービス
- 3) 金融、保険サービス
- 4) 一部を除く医療、教育サービス
- 5) 国際海運、航空サービス

b. パーセンテージ税

VATの対象とならない特定の事業者に関して、VATの代わりに総収入額に対して業種ごとに定められた税率を乗じたパーセンテージ税が課せられます。パーセンテージ税の申告、納税期限はVATの場合に準じます。

銀行及びノンバンク	0%~5%
生命保険	5%
運輸、ラジオ、テレビ放送	3%
電気、ガス、水道	2%

c. 物品税

フィリピン国内で生産または製造される物品、または一定の輸入物品に物品税が課せられ、アルコール、タバコ、石油製品、鉱物、自動車、宝石など物品の種類に応じて、それぞれ異なる税率が適用されます。物品税はVATや関税とは別個に課税されます。なお、ディーゼル燃料、ケロセン及びバンカー燃料への物品税は0%です。一方、国内で生産された天然ガス及び液化天然ガスは免税となります。

d. 印紙税

印紙税は新規に株式を発行する際、債務証書、不動産売買、リース契約書、保険契約書を締結する際等に発生します。法人設立に際しては、株式の発行や事務所のリース契約が生じ、これらが印紙税の課税対象となるため、その納税期限(翌月5日)について十分留意が必要です。取引当時者の誰が納税しても良いことになっていますが、サービス等を楽しむ企業側が負担することが一般的になっています。税率は取引の種類によって定められていますが、主な取引と税率は下記の通りです。

取引内容	税率
株式発行	株式価値の0.5%(額面金額200ペソにつき1ペソ)
株式譲渡	株式価値の0.375%(額面金額200ペソにつき0.75ペソ)
融資契約書(借入) ファイナンスリース	0.5%(契約金額200ペソにつき1ペソ)
オペレーティング リース (土地、テナント)	0.1%(契約金額1,000ペソごとに1ペソ) *最初の2,000ペソまでは3ペソ
不動産の譲渡	1.5%(契約金額1,000ペソごとに15ペソ)

e. キャピタルゲイン税

フィリピン証券取引所(PSE)で取引されていない非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、譲渡益に対して最初のPHP100,000は5%で、それ以降は10%で課税されます。フィリピン証券取引所(PSE)で取引されている国内株式の場合、売却または交換、その他の方法で処分した際の価値の0.5%で課税されます。また、投資用不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格に6%の税率で課税されます。なお、キャピタルゲイン税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。事業用資産の売却は前途の通り通常の課税所得に含まれます。

5. 地方税

a. 地方事業税

製造業、卸売り販売業、流通業、ディーラー、建設業は事業を行った地域により、累進性または前年度総収入2%以下にあたる地方事業税の対象となります。生活必需品については税率は半分以下となります。小売業の場合、売上がPHP400,000以下の場合には2%、PHP400,000を超える額に対しては1%課税されます。

銀行及びその他の金融機関には事業を行う地域により、総収入に対して5%を超えない地方事業税が課されます。なお、地方事業税の申告・納税期限は事業年度の翌年1月20日となります。

b. 固定資産税

設備機械、建物、土地など固定資産に対する従価税です。市場価値に固定資産の種類毎に定められた倍率を掛けて求める評価額が基準になり、マニラ首都圏は2%以下、それ以外は1%以下の税率が課されます。PEZA輸出型製造業は登録事業に利用されている機械設備については使用開始から3年間免税となり、さらに5%税制移行後は土地を除いて固定資産税としての納税は不要です。

6. 個人所得税

a. 個人所得税に係る一般原則

フィリピン居住国民は、全世界所得について納税義務を負う一方、フィリピン非居住国民は、フィリピン国内源泉所得についてのみ納税義務を負います。また、外国人は、居住、非居住を問わず、フィリピン国内源泉所得に関してのみ納税義務を負います。ここでのフィリピン源泉所得はどこで支払われているかに関わらず、フィリピンで労働を行ってればその対価はすべて含まれますので、駐在員の方が、例えば日本の本社から日本で受領している給与や賞与も合算して申告する必要がありますので注意が必要です。それぞれの適用税率は下記の通りで、非居住外国人でフィリピン滞在日数が暦年基準で180日以下の場合のみフィリピン源泉の総所得に25%の税率で課税されます。但し、同一職務(税法ではassignmentという表記)での滞在中、前後の年に180日を越えて滞在している場合は、180日を超えていない年も5~32%の累進税率となります。つまり例えば、2015年の12月1日に赴任し、2016年以降複数年間に駐在する契約になっている場合は、2015年度も5~32%の累進税率となります。

納税者	課税対象所得	適用税率
居住国民	全世界所得	5~32%の累進税率
非居住国民	フィリピン国内源泉所得	5~32%の累進税率
居住外国人	フィリピン国内源泉所得	5~32%の累進税率
非居住外国人 (180日以上滞在)	フィリピン国内源泉所得	5~32%の累進税率
非居住外国人 (180日未満滞在)	フィリピン国内源泉所得	25%(総所得)

尚、各地域毎に定められている最低賃金での就労所得は、低所得者支援の観点から現在非課税となっています。

b. 短期滞在者免税の規定(日比租税条約 第15条(給与所得)の(2))

日比租税条約上、短期滞在者免税の規定が存在し、一方の締結国(例えば日本)の居住者が他方の締結国内(例えばフィリピン)で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の1)から3)の条件を満たせば、一方の締結国(日本)においてのみ租税を課されることとされています。

- 1) 報酬の受領者が当該年を通じて合計183日を超えない期間当該他方の締結国内に滞在すること。
- 2) 報酬が当該他方の締結国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
- 3) 報酬が当該他方の締結国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

以上の3つの条件すべてが満たされて、かつ税務当局に事前に適用申請をすれば短期滞在者免税の特権が利用できます。

c. 個人所得税率

前述した5~32%の累進税率の詳細は以下の通りです。課税所得を算出する際には50,000ペソの基礎控除や扶養者(4名まで)あたり25,000ペソの扶養控除などが控除出来ます。個人の場合、課税年度(年間課税所得の基準)は暦年のみで選択できません。

年間課税所得	税率
PHP10,000 以下	5%
PHP10,000 超 PHP30,000 以下	PHP500+PHP10,000を超える部分の10%
PHP30,000 超 PHP70,000以下	PHP2,500+PHP30,000を超える部分の15%
PHP70,000 超 PHP140,000 以下	PHP8,500+PHP70,000を超える部分の20%
PHP140,000 超 PHP250,000以下	PHP22,500+PHP140,000を超える部分の25%
PHP250,000 超 PHP500,000 以下	PHP50,000+PHP250,000を超える部分の30%
PHP500,000超	PHP125,000+PHP500,000を超える部分の32%

なお、上記が通常の場合ですが、これ以外にもリージョナル本部(RHQ)、リージョナルオペレーティング本部(ROHQ)、オフショア・バンキング・ユニット、石油開発関連企業に従事する外国人従業員

が一定の要件を満たす場合、所得(給与、年金、謝礼金、手当など)に対して15%の税率で課税されます。

d. 主な非課税所得

主な非課税所得は下記の通りです。

- ・ 生命保険金
- ・ 損害保証金
- ・ 合理的退職金制度に基づく退職金
- ・ 13ヶ月給与で82,000ペソを超えないもの
- ・ 少額手当(De Minimis)
 1. 年間10日以内の未使用有給休暇の買取
 2. 従業員扶養家族向け医療現金手当(PHP125/月)
 3. お米手当(PHP1,500/月または50kg)
 4. 制服・衣料手当(PHP5,000/年)
 5. 医療費実費負担(PHP10,000/年)
 6. 洗濯手当(PHP300/月)
 7. 従業員表彰記念品
(年間PHP10,000までの金銭等価物で支給(現金や金券は不可))
 8. クリスマスやその他の式典で与えられるギフト
(従業員一人当たり年間PHP5,000まで)
 9. 残業食事手当 (各地域の最低賃金の25%)
 10. CBA及びProductivity Incentive Schemesによる報酬
(RR No. 1-2015) (両項目の合計でPHP10,000/年)

e. 給与所得にかかる源泉税の申告と納税期限

月次申告(報告要件－雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	・ マニュアル申告の場合 翌月10日まで
月次申告書 (BIR Form1601-C)	但し、12月分は翌年1月15日まで
	・ 電子申告(eFPS)の場合 申告は業種区分により 各月末から11~15日以内 但し、納税は全業種翌月15日まで 12月分の納税は翌年1月20日まで

年次申告(報告要件一雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	申告期限：翌年1月31日までに1年分の被雇用者のアルファリスト(アルファベット順に記載した総括一覧表)を添付して提出
年次申告書 (BIR Form1604CF) (給与所得にかかる源泉税および最終源泉税にかかわる年次申告書)	

年次申告(報告要件一被雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	みなし申告適用者以外の出向者または国民である被雇用者は年次申告書 (1700) を翌年4月15日までに申告しなければならない。
年次申告書 (BIR Form1700)	

f. 給与源泉タイミングにかかる最高裁判決 (G.R. No.167679-2015年7月22日)

最高裁判決の要旨(G.R. No.167679)

給与及び賞与の源泉徴収義務は未払計上時に生じます。最高裁は当該判決において、「賞与の未払計上の根底にあるものは、賞与が実現するという合理的な期待ないしは蓋然性である。その意味で、未払賞与が従業員に割り当てられ利用可能になっている以上は、法人税法上、既に推定的な支払い(Constructively Paid) がなされたというべきである。」という見解を示しました。

本件の経緯

本件は、ING Bank Manila Branchが1996年及び1997年の賞与源泉税の取扱いについてBIRからの指摘を受け、裁判で争っていたものです。ING Bankは1996年末及び1997年末にそれぞれ賞与の未払計上を行ったが、実際の賞与支払はその翌年であり、期末時点で支払は行われていないため、源泉を行っていませんでした。その一方で、ING Bankは賞与自体の損金処理を行っていました。CTA Second Division(2004年11月12日)、CTA En Banc(2005年4月5日)のいずれもING Bankの主張が認められず最高裁で争っていたが、最終的にING Bankの訴えが退けられたものです。

実務上の問題とポイント

給与所得にかかる源泉税の認識は、拡大源泉税などとは異なり、多くの企業で通常は支払い時に行われており、未払計上時ではありません。また、賞与の未払計上は概算で行われるケースが多く、未払計上時において各従業員に個別に割り当てられているとは言えないため、技術的にも正確な源泉は困難ではないかと思われま

す。本最高裁判決を受けてBIRからの具体的通達は現時点で発行されていませんが、期末時に給与・賞与を未払計上する際には今後留意が必要です。

7. フィリピンにおける税務調査手続

2013年11月に改訂されたRR No.18-2013により、BIRによる税務調査の現在の流れは以下の通りとなっています。ここで納税者にとっては、BIRからの指摘に対して下記ルールで認められる期限内に適切に反論を行うことが極めて重要になります。仮にBIRによる初期の指摘が不合理であったとしても、ルールで定められた期限内に納税者が反論を行わない場合、BIRの指摘がそのまま確定してしまう可能性があるためです。

1	Letter of Authority(LOA)の発行	LOA とはBIRによる税務調査を開始する意思を示す最初の公式の通知です。この通知を受けて対象になっている年度の帳簿類など所定の書類を提出する事で税務調査が始まります。
2	Preliminary Assessment Notice(PAN)の発行	調査官が書類を確認し、入手した書類が追徴課税の指摘根拠として十分だと判断した段階でPANが発行されます。PANは調査結果と納税過不足額の詳細を記載した最初の通知です。 (但し、税務金額の計算間違いや源泉税で徴収額と納税額に差があった場合などはPANを飛ばして次項のFANが発行されると規定されています)
3	Final Assessment Notice(FAN)の発行	納税者が15日以内に返答しなかった場合はPANから15日経過後に、15日以内に返答し、返答が受け入れられなかった場合は返答日から15日以内に最終通知となるFANが発行されます。
4	FANへの反論(Protest)	FANの発行日から30日以内に以下どちらかの方法で反論を行わなければなりません。反論をしなかった場合は追徴税額が決定します。 a. Request for Reconsideration (再考依頼) 既に提出済みの書類の範囲で事実や法律上の取り扱いの再確認を依頼するものです。 b. Request for Reinvestigation (再調査依頼) 書類や証憑を再提出した上での再調査を依頼するものです。60日以内に追加書類を提出しなければなりません。
5	4 Protest否認への対応	反論を行った場合でBIRから否認された場合は、さらに以下の対応を否認日から30日以内に行う必要があります。 a. CTA(税務裁判所)に提訴 b. 国税長官(Commissioner)に再考の上訴

6	4 Protest無反応への対応	<p>Protestに対して180日以内に反応がなかった場合は、以下の選択が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 180日経過後30日以内にCTA(税務裁判所)に提訴 b. 税務当局の最終決定を待つ(最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)
7	5-b)否認への対応	<p>国税長官への上訴が否認された場合は、30日以内にCTAへの提訴が必要で、行わなかった場合は追徴税額が確定してしまいます。</p>
8	5-b)無反応への対応	<p>国税長官への上訴に対して180日以内に反応がなかった場合は以下いずれかの対応を選択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 180日経過後30日以内にCTA(税務裁判所)に提訴 b. 国税長官の最終決定を待つ(最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)

また、RR No.18-2013における最大のポイントは、それ以前はPANの発行前に納税者とBIRの間で行われていた非公式のすり合わせ協議(Informal Conference)がなくなってしまったことです。BIRによる初期段階の指摘は往々にしてよく考察しない表面的な計算による多額の追徴であったり、不合理な内容であるケースが散見されますが、Informal Conferenceにてある程度合理的な内容に調整することができていました。ところが現在はInformal Conferenceのプロセスが廃止され、いきなりPANが発行されますので、BIRによる公式な評価通知であるPANにおいて多額の追徴が記載されているケースが実務では見られています。前述の通り、納税者は必要に応じて外部専門家(弁護士、会計事務所)のサポートを受けながら、ルールで認められた期限内に適切に反論書を提出することが重要になります。

フィリピン進出の概要

1. 外国投資に対する基本方針

フィリピン政府は雇用機会創設、生産性向上、輸出増加、経済発展の基盤を提供する外国投資を歓迎しています。投資に関連する法律は外国投資の受け入れを推し進める形で整備されてきました。この基本方針は今後も変わらないものと考えられます。

また、主要な投資関連法規として「1987年オムニバス投資法」と「1991年外国投資法」があります。1991年外国投資法では、フィリピン国内における外国資本出資比率を40%に制限する規制が撤廃され、「外国投資ネガティブリスト」の指定業種（付録I）を除いて、100%までの出資が認められるようになりました。

2. 進出に際しての留意点

外国企業がフィリピンで事業を行う場合、通常は現地法人、支店、駐在員事務所が主要な進出形態となります。また他にもパートナーシップ、リージョナル本部（RHQ）、リージョナルオペレーティング本部（ROHQ）などの事業形態を採ることも認められています。ただし、いずれのケースにおいても、必要な書類を準備して、規制当局であるSEC（証券取引委員会）に法人登録をすることがまず必要となります。

よって、法人設立の基本的な流れとして、最初にSECへの登録を行い、その後、優遇措置を受ける場合は、PEZA（フィリピン経済区庁）やBOI（投資委員会）への登録を行うこととなります。その他、フィリピンの国税庁にあたるBIR（内国歳入庁）、各種社会保障制度（社会保険庁、住宅積立基金、フィリピン健康保険組合）、地方自治体（LGU）、フィリピン中央銀行（BSP）等への登録を進めていく流れです。



本ハンドブックでは、実務で多く利用されている進出形態である現地法人、支店、駐在員事務所について、その特徴と設立手続きの概要を解説します。

3. 証券取引委員会(SEC)

a) なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか？

SEC(Securities and Exchange Commission)はフィリピンで設立されるすべての法人及びパートナーシップの登録、許認可発行、規制、監督を行なう政府機関です。フィリピンで事業を行なう外国企業の現地法人や支店も対象となります。SECへの登録によって、初めてフィリピンで事業を行うことができるようになるため、フィリピンでの法人設立における最も重要なプロセスといえます。なお、SEC登録後、その他の行政機関への登録も可能となります。

b) 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか？

前述の通り、フィリピンへの進出形態として、実務的には現地法人、支店、駐在員事務所の3つの方法がよく利用されています。但し、それぞれメリットとデメリットがあるため、貴社の事業計画・事業戦略に基づいた慎重な選択が必要となります。以下、それぞれの特徴と設立に際してのSECの要求事項等を表に纏めました。

	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	本社との責任関係の明確な分離 現地社員の意欲の向上	本店費用の配賦、控除可能 設立手続きが比較的簡易	本店費用の配賦、控除可能 設立手続きが比較的簡易

	現地法人	支店	駐在員事務所
デメリット	本社費用の控除不可 独立した法人形態を 整える必要がある	国外本店が支店を介 さずフィリピンで直 接行う取引につき、 見做し課税されるリ スクあり 支店の債務につき本 店への責任遡及あり	法律で活動内容が情 報収集や調査等に限 定されており、所得 を稼得する営業活動 は認められない
初期送金金 額（最低資 本金）	US\$200,000 (PEZA 企業でない場合)	US\$200,000 (PEZA企 業でない場合)	US\$30,000
外資比率	規制業種を除き、原 則100%可	100%	100%
法人登録申 請料	授權資本額の1%の5 分の1もしくは引受資 本額の1%の5分の1の いずれか高い方	初期送金額の1%	初期送金額の1%の10 分の1
法人登録の 際のその他 費用	印紙税（引受払込資 本額の0.5%）	P100,000の政府証券 の差入れなど	なし
法人登録に かかる期間	全ての必要書類を提 出後、SECの承認が 下りるまで通常は10 ～15営業日	全ての必要書類を提 出後、SECの承認が 下りるまで通常は10 ～15営業日	全ての必要書類を提 出後、SECの承認が 下りるまで通常は10 ～15営業日
法人登録の ための主な 必要書類	社名確認書 現地法人の定款及び 付属定款 財務役宣誓書 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 定款等がフィリ ピン国外（例：日 本）で署名される場 合、公証及び在日フ ィリピン大使館等に おける認証手続が 必要	社名確認書 本店の定款及び付属 定款 本店の取締役会決 議書 本店の監査済み財務 諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店（例：日 本）から取り寄せる 書類については、公 証及び在日フィリ ピン大使館等における 認証手続が必要	社名確認書 本店の定款及び付属 定款 本店の取締役会決 議書 本店の監査済み財務 諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店（例：日 本）から取り寄せる 書類については、公 証及び在日フィリ ピン大使館等における 認証手続が必要

	現地法人	支店	駐在員事務所
法定役員	社長、財務役（フィリピン居住者）、秘書役（フィリピン国籍）の会社役員 取締役・発起人（5名～15名） 注）取締役は最低1株を引受けなければならない	居住代理人（フィリピン居住者） 注）居住代理人は支店長と兼務可	居住代理人（フィリピン居住者）
法定報告要件	監査済み財務諸表、年次報告書（General Information Sheet）、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書（General Information Sheet）、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書（General Information Sheet）、各種申告書（月次・四半期・年次）など
法定監査	原則要	原則要	原則要
法人所得税	30%もしくは2%最低法人税	30%もしくは2%最低法人税	適用なし（所得の稼得が認められていないため）
法人所得税の課税対象	全世界所得	フィリピン源泉所得	適用なし
利益送金にかかる税金	非居住外国法人（例：親会社）に対する配当送金は通常30%の最終源泉税。但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。	利益送金額の15% 但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。 また、税法規定により、PEZA登録の支店は利益送金税が免除される。	適用なし

c) PEZA（フィリピン経済区庁）とSEC申請を同時に行うことは可能ですか？

はい。SEC申請とPEZAやその他投資促進機関への申請を同時期に行なうことは可能です。但し、PEZA、その他投資促進機関における最終承認には、SECへの登録が完了していることが前提条件となります。

d) 取締役や役員をフィリピン国民またはフィリピン居住者にしなければなりませんか？

現地法人の場合、取締役の過半数はフィリピン居住者、秘書役は居住フィリピン国民であることが求められます。また、フィリピン会社法により、取締役の人数は5人以上15人以下と定められています。従っ

て、取締役の総数が5人の場合、3人がフィリピン居住者である必要があります。また、法律上の規定ではありませんが、SECは財務役もフィリピン居住者であるよう指導しています。また、外資規制のある分野に従事している企業については、外国人取締役の比率は外資比率を超える事は出来ません。

e) 外国投資家は企業を100%所有できますか？

外国投資法が緩和されたことに伴い、第10次外国投資ネガティブリストに記載されている分野を除き、原則的にすべての分野で外資100%所有が可能です。ネガティブリストに含まれている分野の詳細は付録Iをご参照下さい。

f) 外資が40%に制限されている場合、事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか？

一般的に、企業の支配権は企業運営の方針決定に影響力を持つグループにあり、こうした支配権は議決権付株式の過半数を保有することにより確実なものとなります。よって、議決権付株式の保有が過半数未満の場合は、多数派株主の分散やライセンス契約等により、実質的な支配権を握ることが考えられます。また、信頼できるフィリピン人パートナーを見つけることが重要な点は言うまでもありません。

なお、2013年5月にSEC通達 (SEC Memorandum Circular No.8) が公表され、外資規制事業についての持株比率の考え方が明確に示されました。つまり、例えば外資比率が40%に制限されている事業の場合、1. 取締役選任の際の議決権付き株式、2. 議決権の有無は関係ない全ての株式、の双方の保有比率が当該40%を遵守していることが求められます。

g) 土地の所有規制はありますか？

はい。第10次ネガティブリスト (付録I) に記載の通り、フィリピン憲法等の規定に基づき、外国資本の会社は土地を取得することができません。よって、日系企業が製造業としてフィリピン進出する場合、外資100%の製造会社を設立する一方、フィリピン人パートナーをマジョリティとする土地所有会社を設立する実務が広く行われています。外国資本は当該土地所有会社に40%まで出資でき、残りの60%はフィリピン人パートナーが株主となります。

この場合、土地所有会社が、所有する土地を製造会社にリースする形になります。また、土地所有会社設立以外の選択肢として、製造会社が工業団地の土地所有者と長期リース契約を結ぶ方法も考えられます。

h) 現地法人（内国法人）の引受け及び払込資本金の最低額は？

現地法人を設立する場合、授權資本の25%以上を引受する必要がある、また引受資本の25%以上を払込する必要があります。但し、外国人（個人）もしくは外国法人が引受する場合には、引受資本につき、全額払込しなければなりません。部分引受は一定の条件の下でのみ認められません。

4. 内国歳入庁（BIR）

a) 内国歳入庁（BIR）とはどのような機関ですか？

内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue）はフィリピンの税務当局であり、SECへ登録した企業はその後速やかにBIRにも登録を行い、納税者番号（Tax Identification Number）を取得するとともに、登録証明書（Certificate of Registration）を発行してもらう必要があります。なお、SEC登録が完了した段階から、印紙税その他様々な種類の税金の納税義務が生じるため、税務当局や会計事務所等の専門家に予め確認し、各種税金の申告期限についての正確な情報を入手しておくことが重要です。

b) BIR登録に際しての留意点は？

既述の通り、フィリピンでは年度の法人所得税申告のみならず、税種類によって四半期申告（法人所得税）、月次申告（源泉税、印紙税等）なども要求されるため、各税金の申告期限がいつなのか正確に把握することが重要です。法人の設立時においては、通常、株式の発行及び事務所の賃貸借契約に係る印紙税の申告義務が生じます。その後、月次で生じる源泉税の申告義務にも留意する必要があります。

また、事業開始後に使用する領収書（Official Receipt）、請求書（Invoice）、その他の証憑（Supplementary Receipts）についてはBIRの許可を得て、BIR指定の業者により印刷したものを使用する必要があります。また、会計帳簿（総勘定元帳、補助元帳）についても、使用前に予めBIRへの登録が必要となります。

5. PEZA（フィリピン経済区庁）等の投資促進機関

a) フィリピンの主な投資促進機関は？

外国投資家が各投資促進機関により優遇措置の恩典を受ける場合、その営む事業の種類や事業を行なう場所等に応じて以下の政府機関に申請を行います。なお、フィリピンには下記以外にも数多くの投資促進機関や

奨励措置が存在しますが、進出日系企業の多くは概ね以下の機関のいずれかに登録しています。

政府系機関	所在地等
フィリピン経済区庁 (PEZA) www.peza.gov.ph	Building 5, DOE-PNOC Complex, Energy Center, 34th Street, Boni- facio Global City, Taguig City, Metro Manila 電話 +63 (2) 551-3451 プロジェクト地区: PEZA管轄の特 別経済特区
投資委員会 (BOI) www.boi.gov.ph	Board of Investments (BOI) Industry & Investments Bldg., 385 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City 電話 +63 (2) 895-3640
スービック湾岸都市庁 (SBMA) www.sbma.com	Building 229, Waterfront Road, Subic Bay Freeport, Olongapo City 電話+63 (47) 252-4422 プロジェクト地区: スービック湾 自由港
クラーク開発公社 (CDC) www.clark.com.ph	Building 2127, E.L. Quirino street, Clark Freeport Zone, Pampanga 電話+63 (45) 599-2043 プロジェクト地区: クラーク特別 経済区

b)登録企業が受けられる主な優遇措置は?

フィリピン経済区庁 (PEZA) の優遇措置

1995年特別経済区法に基づき、フィリピン経済区庁 (PEZA) はエコゾーンの開発、運営、管理を行なっています。既述の通り、フィリピンには様々な投資促進機関及び投資奨励措置が存在しますが、与えられるインセンティブの種類多様さ等に鑑み、実務上はPEZAの優遇措置が進出日系企業に最も多く利用されているといえます。法人を設立してPEZAへ登録するケースが大半ですが、支店をPEZAに登録する事も認められています。異なる製品、新設工場、新しい技術による生産ラインなど文字通りプロジェクト毎に登録する事が出来ます。なお、登録はプロジェクトごとに行うため、同一法人で複数のプロジェクトを登録することも可能です。

登録事業の種類及び概要

輸出型製造業

(輸出型製造業とは、生産物の少なくとも70%の輸出を行い、製造、組立、加工を行う事業のこと)

優遇措置

商業生産開始後4年間、最長8年間の法人所得税の免税期間が与えられる。
また、法人所得税の免税期間終了後は、原則として全ての国・地方税の代わり(但し、源泉税と土地の固定資産税を除く)に総所得5%を納めれば足りるという、5%総所得課税期間に移行することができる。また、当該5%総所得課税期間については現時点で期限の定めなし。

- 輸入資本財、部品、原材料の関税免税
 - 総売上上の30%までの比国内販売可
 - 埠頭税、輸出税、手数料等の免除
 - 通信、電力、水道代を含む現地購入品の付加価値税 (VAT: Value Added Tax)をゼロとする。
 - 工場に実際に据え付けられ使用されている機械装置については初期3年間は固定資産税の免税
 - 地方政府への各種支払(市長許可、事業許可、専門職/職の従事/訪問料許可、健康証明書、サニタリー検査料、ゴミ処理料)の免除
 - 外国人の雇用
 - 輸出入手続きの簡便化
 - 外国人投資家
 - 家族のための特別ビザ、等
-

登録事業の種類及び概要

優遇措置

IT企業

(売上の70%を海外の顧客から上げており、ITソフトウェア、ITシステムを用いたサービスを行っているもの)

法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の基本インセンティブは輸出型製造業と同じ。その他のインセンティブはPEZAから発行されるCertificationに記載される。

なお、IT企業と一言でいってもその範囲は広く、BPOビジネス、コールセンター、ソフトウェア開発事業などに加えて、アニメ制作、オンライン英会話事業等がIT企業として登録しているケースも見られる。

物流及び倉庫業

(PEZA輸出型製造業向けの倉庫施設の運営、PEZA輸出型製造業への原材料の販売を業とする企業)

輸入原材料の税・関税免税及び付加価値税(VAT)0%。

なお、法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の特典はない。

施設提供事業

(輸出型製造業やIT企業向けに施設(工場、ITビル等)をリースする事業)

法人所得税の免税期間はないが、国税や地方税に代わっての5%総所得課税の特典が与えられる。

付加価値税の免税。

PEZA区域内の施設の資材の輸入に関する税・関税免税。

上記の一覧に纏めていますが、PEZAから受けられる優遇措置は、事業の種類によって異なります。最もポピュラーな輸出型製造業の場合、法人所得税について、パイオニア事業の場合は商業生産開始後6年間、非パイオニア事業の場合は4年間にわたって免除になります(インカムタックスホリデー; 略称ITH)。また、PEZAが定めた一定の要件を満たす場合、パイオニア事業で最大で8年間のITHを享受することができます。更に登録事業に直接必要な資本財、原材料、機械設備の輸入時の関税等も免税となり、また、仕入にかかるVATゼロレートの特典もあります。

またITH期間終了後は、全ての国税及び地方税に代わり、総所得(売上総利益に近い概念)の5%納付をもって最終税額とする、いわゆる5%課税期間に移行することができます(但し、源泉税と土地の固定資産税は除く)。2017年8月現在、当該5%課税期間については特段の期限が定められておらず、PEZA登録企業は長期的な税務メリットを享受することが可能となっています。なお、ITエコゾーンに入居し、PEZAに登録するIT企業も概ね輸出型製造業と同様の優遇措置を受けることができます。

c) 優遇措置は譲渡することができますか?

一般的に、投資優遇措置を譲渡することはできません。ただし、投資優遇措置は登録されたプロジェクトに付随しており、優遇措置を付与した機関の裁量により、特定の権利を次のプロジェクト所有者へ持ち越されることは有り得ます。

d) PEZA申請時に注意すべき点は?

PEZA申請時に起こりうる問題として、PEZA等が設ける基準に不適合であること、必要書類や情報の未提出などが挙げられます。PEZA申請の際には、貴社プロジェクトの将来計画等を記載した「プロジェクト概要書」を作成し、これがPEZA理事会で審査されることとなります。仮にこの内容に不備がある場合、貴社プロジェクトがスムーズに承認されない可能性があります。また、輸出型製造業の場合、PEZA登録の要件として環境規制に準拠していることを証明する環境適合証明書（ECC）等の取得も併せて必要となります。

e) 申請書類が登録要件を満たしている場合、PEZA理事会の承認を得るまでにどのくらいの期間を要しますか?

PEZAの場合、各部署における手続き及び審査には通常2週間程度を要します。また、貴社プロジェクト承認の可否は月に2度開かれるPEZA理事会で決定されます。なお、プロジェクトがPEZA理事会で承認される場合、通常は条件付承認となり、理事会決議の証明書に、プロジェクト申請者が本承認を得るために準拠すべき事項が列挙されます。これらの事項をプロジェクト申請者が適切にフォローアップした後、申請者とPEZAの間で正式なPEZA登録契約書 (Registration Agreement) を締結することとなります。PEZA登録契約書に双方が署名した後、程なくPEZA登録証 (Certificate of PEZA Registration) が発行される流れです。標準的には申請書の提出からPEZA登録証の発行まで、2~3ヶ月程度の期間を要します。

f) TIMTA法とは何ですか?

TIMTA法の趣旨

TIMTA（税務インセンティブの管理と透明性に関する法）は、国の財政に関する説明責任や透明性を高めるために、フィリピンにおける各種投資促進機関（Investment Promotion Agencies—略称IPAs）から事業者には与えられている税務インセンティブを政府機関がレビューし、その費用対効果を分析することによって、インセンティブによる社会的利益を最適化することをその目的とし、2015年12月に成立しました。

投資促進機関 (IPAs) と登録された事業者 (Registered Business Entity) について

TIMTAで定義されるIPAsは投資促進を行う目的で設置された政府機関を指し、投資委員会 (BOI)、フィリピン経済区庁 (PEZA)、スービック湾都市圏庁 (SBMA)、クラーク開発公社 (CDC) などが含まれます。一方、登録された事業者 (Registered Business Entity) とは、フィリピンの法律に基づいて設立・組織された個人、パートナーシップ、法人、外国法人のフィリピン支店などで、各IPAsに登録されている事業者のことを言います。また、IPAsに登録された事業者は、通常、法人税の免税や優遇税率(e.g. PEZAの5%総所得税) など、IPAs毎に規定された税務恩典を受けることができます。

登録された事業者 (Registered Business Entity) に課される義務

TTIMTAに基づき、登録された事業者は、電子申告のシステムを利用し法定期限内に内国歳入庁 (BIR) に対して税務申告及び納税を行うとともに、各自が登録しているIPAsに「年次の税務インセンティブ報告書 (Complete Annual Tax Incentive Report)」を税務申告期限から30日以内に提出することが求められるようになりました。また、各IPAsは税務申告書の提出期限から60日以内に同報告書をBIRに提出することとされています。

なお、登録された事業者が前述の報告義務に従わなかった場合のペナルティは、初回の違反はPHP100,000、2回目はPHP500,000の罰金が科せられ、3回違反した場合にはIPAsからの登録が抹消されるという非常に厳しい内容となっています。

6. フィリピン中央銀行 (BSP)

a) 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか？

資本投資の本国引揚げ、配当、利益送金の際に銀行両替を利用する場合にはBSP登録が必要です。それ以外の場合、BSP登録は必要ありません。

b) 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか？

はい。但し、1万米ドルを超える分についてはフィリピンへ持ち込む際に申告する必要があります。銀行を通さない場合、SEC及びフィリピン中央銀行 (BSP) に外国資本投資として登録することができません。

c) 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか？

BSPに資本投資の登録を行なう場合には、以前はフィリピン・ペソへの転換が必要でしたが、法改正により、2017年8月現在、外貨のままBSPに登録することが可能となっています。

d) 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は？

資本投資の本国引揚、配当、利益送金は規制されていません。国内銀行システム以外で外貨を調達し、配当、利益送金を自由に行なうことができます。但し、外貨調達が国内銀行を通じて行われる場合、資本投資は事前にBSPに登録されている必要があります。

公認代理銀行は、BSP登録証書及び必要書類の提示を受けた場合、公示レートでの外貨販売や送金（売上金、投資引揚げ、配当、外国投資登録を行った利益送金）を行う権限が与えられています。

付録 I

外国投資法に基づく第10次ネガティブリスト（2017年8月現在）

リストA： 憲法または特別法により、外資が規制されている分野 外資が許可されない分野

- マスメディア（記録を除く）
- ライセンスを要する専門職等¹
- 払込資本金額が250万米ドル未満の小売業²
- 協同組合
- 民間警備会社
- 小規模採掘
- 群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用及び河川、湖沼内の小規模資源利用
- 闘鶏場の所有、運営
- 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
- 生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通³
- 爆竹その他花火製品の製造

外資が20%以下に規制されている分野

- 民間ラジオ通信網

1 これまで各種エンジニア、会計士、建築士、通関士これまで各種エンジニア、会計士、建築士、通関士など大半の専門職はフィリピン人のみが就労できる業種とされていたが、第10次の改定で薬剤師、レントゲン技師、犯罪学、林業、法律家の5分野を除いてネガティブリストから除外、つまり外国人の就労が認められることになった。ただし、相手国側で同職種のフィリピン人の就労が認められている場合に限定される。

2 以下の場合、外資100%が可能。(a) 払込資本250万米ドル以上で、一店舗当たりの投資額が83万米ドル以上。(b) ハイエンドの高級商品に特化し、一店舗当たり払込資本金が25万米ドル以上の小売業

3 国内投資も禁止されている

外資が25%以下に規制されている分野

- 民間人材紹介業（国内、海外のいずれで雇用されるかを問わない）
- 国内で資金供与される公共事業の工事、修理契約。但し、以下を除く
 - a. 共和国法7718に基づくインフラ開発プロジェクト
 - b. 外国の資金供与、援助を受け、国際競争入札を行なうプロジェクト
- 防衛関連施設の建設契約

外資が30%以下に規制されている分野民間ラジオ通信網

- 広告代理店業

外資が40%以下に規制されている分野⁴

- 天然資源の発掘、開発、利用⁵
- 私有地の所有
- 公益事業の運営^{6,7}
- 教育機関の所有、設立、運営⁸
- 米・コーン産業への参入（交換取引、購入による小売を除く栽培、生産、製米・製粉、取引）⁹
- 国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約
- 公益事業免許を必要とするBOTプロジェクトの提案、施設運営
- 深海漁船の運営
- 損害査定会社
- 共用部分が法人もしくは個別の世帯により所有されるコンドミニアムユニットの所有

⁴ 共和国法第9474号に基づき営業を行うSEC監視下の金融貸付会社は、外資の出資比率が49%に制限される。共和国法第8556号及び共和国法第8366号に基づき営業を行うSEC監視下の投資会社及び金融会社は、外資の出資比率が60%に制限される。

⁵ 大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外資100%が可能。

⁶ 公益事業の運営機関における外国人の構成比率は外資の持分比率を上限とする（例えば外資40%の企業で運営機関が10人で構成されている場合、外国人は4人までとなる）。なお、エグゼクティブ及び常務執行役員の全員がフィリピン国民である必要がある。

⁷ 公益事業とは、電気・ガス・水道・交通・通信サービスといった必需品もしくは重要なサービスを定期的に公共に提供する事業もしくはサービスのことである。なお、発電及びコンテスタブル市場への電気の供給は公共事業とはみなされない。

⁸ 教育機関の管理及び運営ができるのはフィリピン国民のみである。

⁹ 操業開始から30年以内に資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外資100%が可能。

リストB: 安全保障、防衛、保健、公序良俗、 中小企業保護の観点から外資参入が規制されて いる分野

外資が40%以下に規制されている分野

- フィリピン国家警察 (PNP) の許可を要する品目（銃器、火薬、ダイナマイト、爆薬製造時に使用する材料、眼鏡照準具等）の完成品及び原材料の製造、修理、保管、流通。但し、完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はPNP承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- 国家防衛省 (DND) の許可を要する品目（銃、銃弾、軍用機、船舶等）及びDND長官が別に定めた品目の製造、修理、保管、流通。但し完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はDND承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- 危険薬物の製造、流通
- サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの。
- レース場の運営等、あらゆる賭博行為。但しPEZA地域内行われるPAGCORとの投資契約によるものを除く。
- 払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け企業
- 先端技術を有するか、少なくとも50人以上を直接雇用し、払込資本金額が10万米ドル未満の国内市場向け企業

付録 II

税制改革にかかる下院法案5636号（パッケージ1）

ドゥテルテ政権の政策の大きな柱である貧困の削減とインフラ整備に必要な財源を確保するため、現在も国会で税制改革についての審議が続いています。1997年以来20年ぶりに行われる今回の税制改革は、大きく5つのステージに分けられ、2017年5月31日に下院を通過した税制改革案（House Bill No.5636）はその第一弾（Package1）と位置づけられています。税制改革第一弾には、個人所得税の税率テーブルの改定による減税や付加価値税（VAT）課税ベースの拡大、更には自動車・石油製品などに係る物品税の引き上げなど、税収インパクトの大きい項目が多く含まれています。

税制改革第一弾は2018年初頭からの施行を目指して現在も上院での審議がされていますが、本付録では5月に下院で可決された法案第5636号の内容を参考情報として載せています。今回お伝えした内容は直近の議論の動向ですが、今後変更の可能性もありますのでご留意下さい。

項目	現在の税制	下院法案 (House Bill No. 5636)
----	-------	----------------------------

個人所得税の変更

個人所得税率

第24条 (A) (2) 個人所得税率 (給与所得者及び自営業者、プロフェッショナル専門職)

PHP10,000以下	5%
PHP10,000 超 PHP30,000以下	PHP500 + PHP10,000を 超える10%
PHP30,000超 PHP70,000以下	PHP2,500 + PHP30,000を 超える15%
PHP70,000超 PHP140,000以下	PHP8,500 + PHP70,000を 超える20%
PHP140,000超 PHP250,000以下	PHP22,500 + PHP140,000を 超える25%
PHP250,000超 PHP500,000以下	PHP50,000 + PHP250,000を 超える30%
PHP500,000超	PHP125,000 + PHP500,000を 超える32%

A. 給与所得者
2018年1月1日以降

PHP250,000以下	0%
PHP250,000 超 PHP400,000以下	PHP250,000を 超える20%
PHP400,000超 PHP800,000以下	PHP30,000 + PHP400,000を 超える25%
PHP800,000超 PHP2,000,000 以下	PHP130,000 + PHP800,000を 超える30%
PHP2,000,000超 PHP5,000,000 以下	PHP490,000 + PHP2,000,000を 超える32%
PHP5,000,000超	PHP1,450,000 + PHP5,000,000を 超える35%

2021年1月1日以降

PHP250,000以下	0%
PHP250,000 超 PHP400,000以下	PHP250,000を 超える15%
PHP400,000超 PHP800,000以下	PHP22,500 + PHP400,000を 超える20%
PHP800,000超 PHP2,000,000 以下	PHP102,500 + PHP800,000を 超える25%
PHP2,000,000超 PHP5,000,000 以下	PHP402,500 + PHP2,000,000 を 超える30%
PHP5,000,000超	PHP1,302,500 + PHP5,000,000 を 超える35%

項目	現在の税制	下院法案 (House Bill No. 5636)						
個人所得税率		2022年以降、財務省の規則及び規制を基に、3年毎に所得税率を調整する						
		B. 自営業者、プロフェッショナル専門職						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="735 430 778 453">対象</th> <th data-bbox="908 430 927 453">税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="735 465 881 534">年間売上総額がVAT免税点未満 (PHP3,000,000)</td> <td data-bbox="908 465 1042 557">PHP250,000を超える部分に対して8%の所得税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 574 881 644">年間売上総額がVAT免税点を超える</td> <td data-bbox="908 574 1049 666">法人と同様の法人税率、最低法人税、控除項目が適用される</td> </tr> </tbody> </table>	対象	税	年間売上総額がVAT免税点未満 (PHP3,000,000)	PHP250,000を超える部分に対して8%の所得税	年間売上総額がVAT免税点を超える	法人と同様の法人税率、最低法人税、控除項目が適用される
対象	税							
年間売上総額がVAT免税点未満 (PHP3,000,000)	PHP250,000を超える部分に対して8%の所得税							
年間売上総額がVAT免税点を超える	法人と同様の法人税率、最低法人税、控除項目が適用される							
		<p>プロフェッショナルライセンス更新に必要な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ライセンス更新の際に、BIR発行の納税証明(Certificate of Tax Payment)もしくは直近のITRコピーの提出が求められる 						
パッシブ所得（その他賞金等）	第24条(B)(1)フィリピン慈善宝くじの懸賞金(PCSO)及び宝くじ賞金は最終源泉税20%の免除	PCSO及び宝くじの源泉税免除の廃止						
特定の雇用者に雇用される外国人、要件を満たすフィリピン人	第25条(C)(D)(E)以下の雇用に雇用されている外国人、及び要件を満たすフィリピン人は所得税15%の最終源泉徴収税が適用される A. 多国籍企業の地域本部(RHQ)、地域事業本部(ROHQ) B. オフショア銀行 C. 石油サービス請負業者	所得税15%の廃止						
13ヶ月賞与及びその他給付金の控除	第32条(B)(7)(e)13ヶ月賞与その他給付金についてPHP82,000を超えない範囲は非課税	13ヶ月賞与その他給付金の非課税所得をPHP100,000に増額						

項目	現在の税制	下院法案 (House Bill No. 5636)
一般職従業員以外に対する付加給付税 (FBT)	<p>第33条(A)(1)(a)(i)</p> <ul style="list-style-type: none"> 付加給付税は32%の最終源泉徴収税 現物給与現金換算額を68%で除した現物給与換算額が課税標準 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年1月1日以降、一般職従業員以外に対する付加給付税は30%の最終源泉徴収税 現物給与現金換算額を70%で除した現物給与換算額が課税標準 2022年以降、FBは従業員の総所得の一部とみなし、通常の個人所得税率の適用を受ける。企業は実際の現物給与現金換算額について損金算入可能
選択的標準控除	<p>第34条(L)非居住外国人以外は、総所得からの各種控除を適用しない代わりに、総所得の40%を超えない額での標準控除を選択できる</p>	<p>個人における選択的標準課税の削除</p> <p>ただし、VAT免税点を超える自営業者及びプロフェッショナル専門職は法人と同様の税が課せられるが、その場合は40%の標準控除を選択できる</p>
健康・医療保険の掛金の総所得からの控除	<p>第34条 (M) 課税年度当たり PHP2,400又は月PHP200を超えない部分の健康・医療保険の掛金は総所得から控除できる</p> <p>第35条、第79条(D)基礎控除 PHP50,000 人的基礎控除 PHP25,000 扶養控除1名当たり PHP20,000 遺産・信託所得</p>	<p>控除を廃止</p>

項目	現在の税制	下院法案 (House Bill No. 5636)
VAT課税範囲の拡大	<p>第106条(A)(2)輸出取引</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中央銀行への金の販売 2. 国際海運、国際航空に従事する者に対する販売 <p>その他の零税率取引は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> A. 外貨建て販売 B. 特別法または国際協定に従ってそれらのものに対する売上が零税率の対象とされているもの 	<ul style="list-style-type: none"> • 中央銀行への金の販売は、「輸出取引」から「その他零税率取引」へ再分類 • 項目2は輸出取引として認識 • 外貨建て販売は零税率販売から削除 • VAT還付システム(VAT還付申請から90日以内に還付もしくは否認する)の導入次第、以下の項目は、輸出取引とは看做さない <ol style="list-style-type: none"> a. 非居住者たる輸入業者に対する売上で、物品はその輸入業者の所有する物品の製造、包装のために使用するため、フィリピン国内の輸出業者に出荷されるもの b. 年間総売上高の70%以上を輸出している企業に対する物品の製造、包装のために使用するものの販売 c. オムニバス投資法またはその他の特別法により輸出とみなされるその他の売上
販売、サービスの範囲	第108条(A) 販売、サービスの定義	電力協同組合による電気の販売を含める

項目	現在の税制	下院法案 (House Bill No. 5636)
零税率販売 (サービス)	<p>第108条 (B) 零税率サービス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際海運、国際航空業者に従事する者に対するサービス 2. 旅客および貨物の国際海運、航空サービス 3. 年間総売上上の70%以上を輸出している企業のためにする物品の加工、変換、製造に従事する元請または下請け業者の行うサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> • 項目1については、これらのサービスが国際線に限定されていれば、零税率となる • 国内海運、航空についても適用 • 項目3については、VAT還付システムの導入次第、VAT12%が課せられる
VAT免除	<p>第109条(1)VAT免除は以下の取引を含む</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロフェッショナル専門職がその業務遂行のためにフィリピン国内に持ち込む機材等で、当人の入国の90日後に国内持ち込まれたもの 2. 販売用の低コスト住宅供給用に使用されるもの、及びPHP1,500,000 (RR No. 16-2011調整でPHP1,919,500) 以下の居住用土地またはPHP2,500,000 (RR No. 16-2011調整でPHP3,199,200) 以下の家屋 3. 月額PHP10,000 (RRNo.16-2011調整でPHP12,800) 以下の居住用の賃貸 	<ul style="list-style-type: none"> • プロフェッショナル設備の輸入範囲の拡大 (海外に住むフィリピン人、その家族、子孫への適用) • 項目2、3の廃止 • 国際船輸送、航空に限定して、VAT免除 • 高齢者、障害者へのVAT免税の拡大 • VAT免税点をPHP3,000,000へ増額 (2021年から3年毎に物価スライド方式) • バウチャーシステムの導入次第、ソーシャルハウスに対し、VAT12%の適用

項目	現在の税制	下院法案 (House Bill No. 5636)
	4. 国際船輸送、航空を行う者による燃料、物品等の輸入 5. その他の取引で、年間売上高がPHP1,500,000未満 (RR No.16-2011調整でPHP1,919,500)の者が行う取引	
その他のパーセント税		
VAT免除	第116条 第109条 (V) によってVAT免除を受けている者で、VAT登録業者でない者は3%の税が課される 協同組合は3%の税が免除される	自営業者、プロフェッショナル専門職でVAT免税点を超えない者は3%の税は免除される
物品税の調整		

項目

現在の税制

下院法案 (House Bill No. 5636)

石油関連製品における物品税 第148条 以下の品目における物品税

現在

石油関連	税率
潤滑油、グリース	PHP4.50/リットル
プロセスガス	PHP0.05/リットル
ワックス、ワセリン	PHP3.50/キロ
変性アルコール	PHP0.05/リットル
ナフサ、ガソリン、その他蒸留製品	PHP4.35/リットル
有鉛プレミアムガソリン	PHP5.35/リットル
航空燃料	PHP3.67/リットル
灯油	PHP0.00/リットル
軽油	PHP0.00/リットル
液化石油ガス	PHP0.00/リットル
アスファルト	PHP0.56/キロ
重油	PHP0.00/リットル

改正案

石油関連	2018年 1月1日 以降	2019年 1月1日 以降	2020年1月1 日以降
潤滑油、グリース (PHP/リットル)	PHP7.00	PHP9.00	PHP10.00
プロセスガス (PHP/リットル)	3.00	5.00	6.00
ワックス、ワセリン (PHP/キロ)	7.00	9.00	10.00
変性アルコール (PHP/リットル)	3.00	5.00	6.00
ナフサ、ガソリン、その他蒸留製品 (PHP/リットル)	7.00	9.00	10.00
有鉛プレミアムガソリン (PHP/リットル)	7.00	9.00	10.00
航空燃料 (PHP/リットル)	7.00	9.00	10.00
灯油 (PHP/リットル)	3.00	5.00	6.00
軽油 (PHP/リットル)	3.00	5.00	6.00
液化石油 (PHP/リットル) ガス	3.00	5.00	6.00
アスファルト (PHP/キロ)	3.00	5.00	6.00
重油 (PHP/リットル)	3.00	5.00	6.00

- ドバイ原油価格が1バレル80ドルを超えた場合は、燃料にかかる物品税の引き上げ予定を一時中断する

項目

現在の税制

下院法案 (House Bill No. 5636)

自動車にかかる物
品税

第149条 自動車にかかる
物品税

物品税の引き上げ
2018年1月1日以降

下限	上限	税
0	600,000	2%
600,000	1,100,000	12,000 + 600,000 を超える部分20%
1,100,000	2,100,000	112,000 + 1,100,000を超える 部分の40%
2,100,000		512,000 + 2,100,000を超える 部分の60%

下限	上限	税
0	600,000	3%
600,000	1,100,000	18,000 + 600,000を 超える部分の30%
1,100,000	2,100,000	168,000 + 1,100,000 を超える部分の50%
2,100,000	3,100,000	668,000 + 2,100,000 を超える部分の80%
3,100,000		1,468,000 + 3,100,000を超える部 分の90%

2019年1月1日以降

下限	上限	税
0	600,000	4%
600,000	1,100,000	24,000 + 600,000を 超える部分の40%
1,100,000	2,100,000	224,000 + 1,100,000 を超える部分の60%
2,100,000	3,100,000	824,000 + 2,100,000 を超える部分の100%
3,100,000		1,824,000 + 3,100,000を超える部 分の120%

- 自動車には動力車を含めるものの、電気、ハイブリッドは含まない

PwC フィリピン お問い合わせ先

マニラ本店

住所： 29th Floor Philamlife Tower
8767 Paseo de Roxas 1226, Makati City
電話： +63 (2) 845 2728
FAX： +63 (2) 845 2806
E-mail： markets@ph.pwc.com

セブ支店

住所： Unit 1102, 11th Floor, Chinabank Corporate Center, Samar Loop corner
Road 5, Cebu Business Park, Mabolo, Cebu City
電話： +63 (32) 233 5020

ウェブサイト： www.pwc.com/ph

PwCフィリピン日系企業部 (Japanese Business Development)

1993年の創設から25年近くの歴史を持つ日系企業部 (Japanese Business Development) では、2名の日本人スタッフが常駐しており、PwCフィリピンの会計/監査・税務・アドバイザリー部門のプロフェッショナルと共にフィリピンでビジネスを行っている日系企業クライアントの多様なニーズに対応しています。

東城 健太郎(ディレクター)
+63 (2) 459 2065 (直通)
kentaro.tojo@ph.pwc.com

林田 俊哉(マネージャー)
+63 (2) 459 3186 (直通)
toshiya.hayashida@ph.pwc.com

※本ハンドブックに関するお問い合わせも上記まで

日系企業への主な提供サービス

Assurance (監査部)

- 法定監査(財務諸表監査)
- 内部統制監査
- 内部統制サポート(J-SOX対応含む)
- 会計コンサルティング(PFRS, IFRS, US GAAP)

Advisory (アドバイザリー部)

- トランザクション(M&A, デューデリジェンス等)
- パフォーマンス改善(リスク管理, コスト削減等)
- クライシスマネージメント(事業再生, リストラ等)
- 不正監査 (フォレンジック)

Worldtrade Management Services (関税部)

- 事後調査サポート
- 関税コンサルティング
- 関税コンプライアンスレビュー
- 輸出
- 輸入ライセンス取得のためのサポート

Tax & Corporate Service (税務部)

- 税務調査、移転価格調査交渉
- 移転価格税制(TP)文書作成
- 税務ルーリング取得
- 税務コンサルティング(法人・個人)
- 税務コンプライアンスレビュー
- 税務デューデリジェンス
- SECおよびPEZA関連業務支援
- 個人所得税申告
- 労働ビザ、事業許可書の取得
- 更新

Client Accounting Services (経理代行部)

- 経理、給与計算代行
- 税務申告書作成、レビュー
- 財務諸表作成、レビュー
- 税務コンサルティング(法人・個人)

www.pwc.com/ph



Isla Lipana & Co.